1 刑法の目的

第１．法益保護機能

短答 3頁

１．刑法の意義

犯罪と刑罰に関する法
→犯罪に対して刑罰を科す

２．正当化根拠 短 司R2-7

法益（＝法によって保護される利益）保護（目的刑論）
→刑罰を予告し犯罪を思いとどまらせる（一般予防）、刑罰によって犯罪者を教育、更生させる（特別予防）
cf. 犯罪が行われたから刑罰を科す＝応報刑論

- 応報刑論
- 目的刑論
  - 一般予防
  - 特別予防

第２．自由保障機能（人権保障機能）

一定の行為を犯罪とし、これに一定の刑罰を科すことを明示する
→刑法に書いていない行為を行ったとしても犯罪として処罰の対象とならない
→刑罰権の恣意的行使を防ぐことができる
→国民の自由を保障することにつながる

2 罪刑法定主義

第１．意義

犯罪と刑罰はあらかじめ成文の法律によって明確に規定されていることを要するという原則

→①実体要件の法定、②実体要件の適正

第２．趣旨及び根拠

１．罪刑法定主義の趣旨

(1) 自由主義

犯罪と刑罰があらかじめ法定されている

→国民は、自己の行為が処罰されるか否か予測できることになり、自由な行動が可能となるという意味において、国民の自由が保障される

(2) 民主主義

何を犯罪とし、それをいかに処罰すべきかは、国民自らが民主的に決定すべき

→犯罪と刑罰は国民代表機関たる国会の制定する法律によって定めなければならない

２．罪刑法定主義の根拠

憲法31条に求める見解

∵　憲法31条は手続の法定を規定している（なお、条文上明確ではないが、手続の適正についても要求されていると解されている）が、実体要件の法定・適正についても要求している

第３．派生原理

１．慣習刑法の禁止

短答 4頁

犯罪と刑罰は法律の形式により明文で規定することを要し、刑法の法源として慣習法を認めないとする原則 短 司H27-19-ｱ

２．事後法の禁止（遡及処罰の禁止）

短答 4頁

刑法はその施行の時以後の犯罪に対して適用され、施行前の犯罪に対し、遡って適用されることはないという原則 短 司H27-19-ｲ

３．類推解釈の禁止

短答 8頁

cf. 拡張解釈は許容される 短 司H27-19-ｳ

・類推解釈：条文αの要件が「A」のときに、「A」に該当しないBに条文αを適用すること
　ex.「医師」という要件の条文を看護師にも適用する
・拡張解釈：条文αの要件が「A」のときに、「A」の中にBが含まれるという解釈を行うこと
　ex.「人」に法人が含まれるという解釈をする

４．明確性の原則

短答 8頁

立法者は刑罰法規の内容を具体的かつ明確に規定しなければならないとする原則

５．刑罰法規適正の原則

短答 8頁

刑罰法規に定められる犯罪と刑罰は、当該行為を犯罪とする合理的根拠があり、刑罰はその犯罪に均衡した適正なものでなければならないとする原則

(1)　絶対的不定期刑の禁止

①「……した者は刑に処する」というように刑種と刑量をともに法定しない、②「……した者は拘禁刑に処する」のように刑種だけを法定するが、刑量は法定しない

→禁止される 短 司H27-19-ｴ

(2)　罪刑の均衡

犯罪と刑罰とが著しく均衡を欠き不相当な法定刑が規定されているときは、罪刑の適正な法定とはいえない 短 司H27-19-ｵ

3 主観主義と客観主義

短答 9頁

1．主観主義

→犯罪成立の要素のうち、主観的な要素を重視する考え方（近代派）

短答 9頁

2．客観主義

→犯罪成立の要素のうち、客観的な要素を重視する考え方（古典派：通説）